

技 術 提 案 資 料 提 出 一 覧 表

工事名： _____

商号又は名称： _____

評 価 項 目				区 分			提 出 書 類	提出枚数
(1) 企業の技術力	①簡易な施工計画	発注者が求める事項	工程計画				(第3-1号様式)	枚
			品質管理				(第3-2号様式)	枚
			その他、配慮すべき事項				(第3-2号様式)	毎
		受注者が提案する事項					(第4号様式)	毎
	②企業の技術的能力	過去5年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無		実績有り	実績無し		(第5号様式)	枚
		過去2年間の下関市発注工事における工事成績評定点（同種工事）の平均点		成績有り	成績無し	注3		
		過去2年間の指名停止措置の有無		措置有り	措置無し	注4		
		過去3年間の優良工事表彰の有無		表彰有り	表彰無し	注5		
		ISO9001、ISO14001の取得状況、環境への配慮（エコマネジメント等）		取得有り	取得無し	注6		枚
		労働安全衛生マネジメント等の取得状況		取得有り	取得無し	注6		枚
		主任（監理）技術者の保有する資格		資格有り	資格無し	(第6号様式) 注7、注8		枚
	③配置技術者の能力	過去5年間の配置予定技術者の施工経験		経験有り	経験無し			枚
		配置予定技術者の工事成績評定点		成績有り	成績無し	注3		
		公告日前1年間の継続学習（CPD）の取組状況		取組有り	取組無し	(第7号様式) 注8		枚
		技能士等の活用		経験有り	経験無し	(第8号様式) 注9		枚
献度 (2) 企業の地域貢献度	①地域貢献度	過去5年間の災害時緊急対応出動実績		登録・出動両方有り	登録は有るが 出動無し	登録無し	注10	
		過去3年間の市内在住者の新規雇用の有無		雇用有り	雇用無し		注11	
		障害者の雇用状況		雇用有り	雇用無し		注12	
		更生保護の協力雇用主登録の有無		登録有り	登録無し	(第9号様式) 注13		
		消防団協力事業所の登録の有無		登録有り	登録無し	注14		
		男女共同参画に関する取組		雇用有り	雇用無し	注15		

- (注) 1 工事名、商号又は名称を記入の上、区分の欄については、有無を明示すること。
- 2 提出書類の欄に記載した書類を提出すること。なお、評価項目として設定されていない項目については、見え消しにより抹消すること。
- 3 工事成績評定点については、成績の有無の記載のみで、書類提出は不要。（下関市において工事成績評定点の平均を算定し評価する。）
- 4 指名停止措置については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 5 優良工事表彰については、有無を明示するのみで書類は提出不要。
- 6 認証取得を示す登録証の写しを添付すること。登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適用範囲のページを添付すること。また外国語表記の登録証の場合は日本語訳を添付すること。
- 7 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格証明書等の写しを添付すること。また監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付のこと。（平成16年3月1日以降に交付された監理技術者証を有する場合は監理技術者講習終了証の写しを併せて添付すること。）
- 8 複数の候補者で提案する場合は該当する区分すべてを○で囲むこと。
- 9 技能士を活用する場合は、技能士の資格取得証明書等の写しを添付すること。
- 10 下関市災害等緊急協力事業者登録については、発注工事の工種と同じ工種に登録があること。出動実績については、平成22年4月1日以降に出動したものを評価する。登録又は出動の有無を記載するのみで書類の提出は不要。（下関市において、登録及び出動の有無を確認し評価する。）
- 11 平成24年4月1日以降に下関市内に住所を有する者を新規に雇用（下関市外に住所を有する者を雇用した後、その者が市内に住所を移した場合も含む。）した後1ヶ月以上雇用を継続し、参加申請日において常時雇用していれば評価する。雇用の開始及び継続が確認できる書類及び被雇用者の住所が分かる書類の写しを添付すること。
- 12 雇用の開始及び継続が確認できる書類及び障害の程度が分かる書類（身体障害者手帳、療育手帳等）の写しを添付すること。
- 13 参加申請日において保護観察対象者等の「協力雇用主」の登録を受けているものを評価するので、登録を受けていることが分かる書類（保護観察所の証明）を添付すること。
- 14 参加申請日において「下関市消防団協力事業所」の認定を受けているものを評価する。登録の有無を記載するのみで書類の提出は不要。（下関市において、登録の有無を確認し評価する。）
- 15 監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する女性技術者を参加申請日において3ヶ月以上常時雇用していれば評価する。雇用の開始及び継続が確認できる書類及び資格証明書等の写しを添付すること。